

質 問 へ の 回 答

【令和8年2月25日掲載】

件 名	令和8年度佐賀県立大学(仮称)設置認可申請支援業務		令和8年2月16日付け公示
質問No.	質 問 内 容	回 答	
1	<p>貴大学の設置認可申請は令和9年9月になると思われます(予定されている大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部改正により9月に前倒し)。業務委託仕様書を拝見しますと、委託期間は令和9年3月31日までとあります。</p> <p>業務の内容に示されている(1)設置認可申請書の作成に係る支援の①～⑧、(2)教員公募応募者の予備判定に係る支援のうち、(1)については令和9年度の業務が主になると考えます。また(1)の⑧学生の確保の見通し等に係る事項に含まれる、学生確保に関するアンケート調査および人材需要に関するアンケート調査は、令和9年度前半(前者に関しては1学期中)に実施と考えます。契約上限額9,240千円に、これらの令和9年4月から9月(認可申請書提出)までに実施が想定される業務を含む又は含まれない、どちらの理解になりますでしょうか。また、含まれない場合、(1)の令和9年3月までの業務は、申請書類作成に向けての主に骨格づくりという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また上記に関連しますが、提出する提案書類で記載する実施スケジュール案は、令和9年3月31日までであり、上述の令和9年4月以降に想定される業務については、記載・説明は不要との理解でよろしいでしょう</p>	<p>本委託の委託期間については、仕様書に記載のとおり契約締結日から令和9年3月31日までであり、契約上限額9,240千円は当該期間内に実施する業務のみを対象とする取扱いです。また、仕様書に掲げる設置認可申請書の作成支援は、大学設置基準等に基づき必要書類の作成について助言及び支援を行うものとされており、本委託の対象となるのは、仕様書に定める委託期間内に実施する支援業務です。学生の確保の見通し等に関する事項は支援対象として仕様書に位置付けられていますが、学生確保や人材需要に係るアンケート調査など、令和9年度前半(4月以降)に実施が見込まれる業務は、委託期間外の作業となり、本委託には含まれません。</p> <p>提案書に記載いただく実施スケジュールについては、委託期間である令和9年3月31日までを示していただければ足够了。委託期間終了後の業務は本委託の対象外であるため、記載は必須ではありませんが、事業全体の流れを示す目的で参考として付記いただくことは差し支えありません。</p>	

	<p>か。 細かな点のご質問になり申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします す。</p>	
--	---	--